

富田林市公告第18号

富田林市見守りおむつ定期便業務について、公募型企画提案競技を実施するので、次のとおり公告する。

令和8年1月22日

富田林市長 吉村善美



1 業務概要

- (1) 業務名 富田林市見守りおむつ定期便業務
- (2) 業務内容 別途配布する「富田林市見守りおむつ定期便業務に関する企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「富田林市見守りおむつ定期便業務 ①見守り支援業務委託仕様書」、「富田林市見守りおむつ定期便業務 ②子育て用品企画調達業務委託仕様書（単価契約）」のとおり。
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 委託料 予算額は107,925千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 参加資格

提案事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和8年1月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ①公告日の属する年度の富田林市入札等参加資格者名簿において、「物品・管理等業務」部門に登録されており、本市から参加停止措置を受けていないこと。また、登録がなく参加希望するものは、参加表明書提出と同時に本要領8.（2）.②「提出書類」に定める「入札等参加資格審査申請に係る必要書類」を提出して参加資格を得ること。
- ②富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥本市内又は隣接の市町村内（富田林市役所より車で20分程度）で専用事業拠点を設置できること。（企画提案書内で審査）

3 選定手順

(1) 参加資格確認

上記の参加資格を満たしているかを、企画提案参加表明書及び業務実績書により確認する。

(2) 書類審査

提案事業者数が4者以上の場合、各提案事業者から提出のあった企画提案書等の内容について、委員会で協議を行い、最終審査に進むことのできる上位3者を選定する。

(3) 最終審査

各提案事業者が実施するプレゼンテーションの内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行ったうえで、受注候補者1者、次点受注候補者1者を選定する。

4 手続等

(1) 担当課

富田林市こども未来部こども政策課

住所 郵便番号584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話番号 0721-25-1000 (代表) 内線203

電子メールアドレス k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間 令和8年1月22日(木) 午前9時から

令和8年2月 5日(木) 午後5時30分まで

イ 交付方法 担当課窓口(市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時30分まで) 又は富田林市ウェブサイト上

(3) 企画提案参加表明書等の提出期限

ア 提出期限 令和8年2月5日(木) 午後5時30分

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

エ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで(富田林市役所閉庁日を除く。)

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年2月13日(金) 午後5時30分

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 メールでデータ提出

エ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで(富田林市役所閉庁日を除く。)

(5) プレゼンテーション(最終審査)

ア 日 程 令和8年2月下旬を予定

イ 留意事項 書類審査の結果が上位3者のみを対象に別途連絡の上、最終審査を実施する。

5 その他

- (1) 本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (2) 原則として、提出された書類・データ等は返却しない。
- (3) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (5) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- (6) 参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (7) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。
- (8) 審査結果に対する異議は一切認めない。